



部門別計画

都市像 6

うるおいある
快適な空間を将来につなぐまち

都市像6 うるおいある 快適な空間を将来につなぐまち							基本構想	後期基本計画
基本方向1 沖縄市らしい まちの顔を再生する		基本方向2 市民のくらしを支える 快適な都市を形成する		基本方向3 地域の特性を活かし みどりあふれるまちを創る		基本方向4 生活をつなぐ 交通ネットワークを 整備する		
6101	6201	6202	6203	6204	6301	6401		
沖縄市らしいまちの顔となる 中心市街地の整備を推進する	計画的な土地利用による快適なまちをつくる	上下水道の整備を推進し 衛生的で快適なくらしを守る	安全・安心で良質な住環境づくりを推進する	東部海浜開発事業の推進に取り組む	緑と花あふれる空間と 愛着を醸成する景観づくりを推進する	安全で快適な回遊性を高める交通環境を整備する		
①地域資源を活かした魅力の向上 ②良好な住環境の創出によるまちなか居住の促進 ③歩いて楽しい通りの整備促進 ④中心市街地における回遊性の向上	①計画的な市土の形成 ②適正な土地利用の規制・誘導および良好な市街地の維持 ③基地跡地の計画的な利用促進 ④墓地対策の推進と火葬場等の確保	①安全で強靱な持続できる上水道整備 ②公共下水道の整備・接続の促進 ③降雨に対する浸水対策の推進 ④下水道事業の健全経営の推進	①市営住宅の計画的な維持管理による長寿命化の推進 ②老朽化した市営住宅のスピーディな建替の推進 ③安全・安心な住生活の促進 ④快適な公共施設等の推進 ⑤わかりやすい住居表示の整備の推進	①埋立事業の早期整備 ②土地利用計画の推進 ③環境への配慮 ④企業誘致の推進	①緑と水のネットワークによる緑・水の回廊の創出 ②緑と花にあふれる公園整備の推進 ③安全・安心で魅力ある公園の維持管理 ④市民の愛着と誇りを醸成する景観まちづくりの推進	①広域的な道路網の構築・公共交通の推進 ②市内道路、交通体系の整備 ③安全で快適な生活道路の整備 ④だれにでも安全・快適で回遊性のある道路の整備 ⑤道路の適正な維持管理		

都市像 **6** うるおいある 快適な空間を将来につなぐまち基本方向 **1** 沖縄市らしい まちの顔を再生する

施策 01 沖縄市らしいまちの顔となる 中心市街地の整備を推進する

▼ 施策の方向

1. 地域資源を活かした魅力の向上

沖縄市中心市街地活性化基本計画を推進し、住みたい・訪れたいまちとして、既存ストックの活用を含め、多様化する暮らしのニーズにこたえる都市機能の充実を図る。

また、中の町地区のにぎわい創出に向けた基盤整備をはじめ、本市特有の歴史や文化を継承しつつ、国際色豊かな通りやコザ・ミュージックタウン等の観光や交流等の拠点施設と都市福利施設の連携など、多様な都市機能や地域資源を活かしたまちの魅力の向上を図る。

2. 良好な住環境の創出による まちなか居住の促進

都市拠点機能と都市福利機能を活かしつつ、利便性の高い公共施設や民間施設の誘導により、安慶田地区における土地地区画整理事業や山里第一地区の市街地再開発事業を実施するとともに、民間の老朽化した共同住宅更新の支援など、防災性の向上や福祉機能の充実により、まちなか居住を促進する。

3. 歩いて楽しい通りの整備促進

中心市街地の活性化につながるよう、ユニバーサルデザイン^{注1}による安全で利便性の高い道路や歩行空間を確保するものとし、回遊性や快適性の創出、デザイン性のある路面舗装、ファサード^{注2}の統一等による開放性や連続性のある沿道空間の形成など、地域の道路の実情等もふまえつつ、歩いて楽しい道路環境の整備を促進する。

胡屋十字路からコザ十字路間の国道330号については、国事業とあわせた中央パークアベニューの相互通行化等、交通渋滞の解消や生活環境の改善等に向け、関係機関と連携し段階的に道路機能の整備を促進するとともに沿道の土地利用計画を推進する。

4. 中心市街地における回遊性の向上

中心市街地における回遊性や交通の利便性を高めるため、循環バスの運行ルートの拡充を検討するとともに、民間駐車場の利用促進、自転車利用に向けた取り組みなど、市民等が気軽に訪れることができるよう交通手段の拡充に取り組む。

コザ・ミュージックタウンや沖縄こどもの国などの拠点施設を結ぶ通りについては、テーマ性のある通りとして整備する。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
安慶田地区土地地区画整理事業進捗率	11.1%	100%	事業計画をもとにした進捗率
中心市街地の居住人口の増減率	-5.6%	-4.4%	5年単位の人口比較で増減率の改善

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 沖縄市中心市街地活性化基本計画（平成28～32年度）
- ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（平成21年度）
- ・ 無電柱化推進計画（第7期：平成26～30年度）
- ・ 沖縄市景観計画（平成25年度）
- ・ 国道330号沿線土地利用計画基本方針（平成22年度）

【主な事業や取り組み】

- ・ 安慶田地区土地地区画整理事業
- ・ 山里第一地区市街地再開発促進事業
- ・ 中の町地区土地地区画整理事業
- ・ 中心市街地循環バス事業
- ・ （仮称）市道整備事業（胡屋地区商店街周辺道路整備）
- ・ 市道整備事業（音の回廊）

▼ 現状と課題

地域資源を活かした魅力の向上

中心市街地は、郊外部における市街化の拡大や大規模集客施設の立地、モータリゼーションの進展等による商業機能の低下をはじめ、人口減少や高齢化などが全国的な課題となっており、本市の中心市街地においても、商業機能の低下や人口流出などに加え、戦後の急速な市街化によって形成された狭あい道路や密集市街地の解消が課題である。

一方で、本市の中心市街地は国際色豊かな景観資源およびコザ・ミュージックタウンや沖縄こどもの国などの地域資源を有し、さらに商業施設をはじめ公共施設や医療・福祉施設など、多様な都市施設がコンパクトに集積していることから、それらの既存ストックの活用により、こどもから高齢者までだれもが暮らしやすい魅力あるまちとして整備していくことが必要である。

本市では、平成22(2010)年3月に沖縄市中心市街地活性化基本計画の国の認定を受け、豊富な地域資源を積極的に活用し、商業の活性化をはじめ住環境と都市機能を向上することで、暮らしやすくにぎわいのあるまちづくりをすすめてきた。計画に位置づけられた都市福利施設として、コザ運動公園の体育施設や男女共同参画センター、子育て支援施設等が整備され、それぞれの施設の利用者の増加は中心市街地のにぎわい創出につながっている。課題として、来街者がまちなかへ回遊する仕組みづくりがあげられているが、中心市街地においては、今後とも多様な都市機能が集積している優位性をまちの魅力として、だれもが住みやすく訪れたいと思えるまちづくりをすすめていく必要がある。

中心市街地活性化の継続した取り組みをすすめるため、引き続き国の認定を取得し、次期中心市街地活性化計画にもとづく事業を推進していく。

良好な住環境の創出によるまちなか居住の促進

本市全体の人口・世帯数は増加傾向にあるものの、中心市街地では人口・世帯数ともに減少となっており、これは中心市街地における良好な生活環境の不足等、現状の市街地環境が要因の一つとなっているものと考えられる。まちのにぎわいを取り戻すには中心市街地の定住人口を増加することが不可欠であるため、子育て世代や高齢者居住に対応した、定住人口の確保に資する居住環境の改善や民間による住宅供給の促進等、まちなか居住の推進に資する事業等を展開していく必要がある。

歩いて楽しい通りの整備促進

国道330号胡屋十字路～コザ十字路沿線は、これまで沖縄市中心市街地の屋台骨として市の発展に大きく貢献してきた地域であるが、近年の社会情勢の変化を受けて、中心市街地の衰退、交通渋滞の慢性化、交通事故の発生等が課題となっている。このような状況をふまえ、平成21(2009)年度よりまちの活性化および生活環境の改善を図るために、国道330号沿線の段階的な道路機能の整備を促進するとともに沿道の土地利用計画を推進しており、胡屋十字路周辺地区においては、アクセス性の向上によるにぎわいの創出や周辺道路の負担軽減により、交通問題の解消や地域の活性化が期待される。

中心市街地における回遊性の向上

本市の中心市街地は各種都市機能が集積し、集客イベントが年間をとおして多数おこなわれている。コザ・ミュージックタウンをはじめとする集客施設や、今後新設される都市福利施設への集客をまちなかに回遊させ活性化へとつなげるためにも、回遊性を高める既存事業の充実や新たな事業の創出が課題となっている。

用語の解説

◆注1 ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

◆注2 ファサード

フランス語で、建物の正面の外観のこと。統一感のある景観を整備し、通りの魅力を高める。

都市像 **6** うるおいある 快適な空間を将来につなぐまち基本方向 **2** 市民のくらしを支える 快適な都市を形成する

施策 01 計画的な土地利用による 快適なまちをつくる

▼ 施策の方向

1. 計画的な市土の形成

市土構造については、少子高齢化の進展に的確に対応した、健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するため、生活利便施設や交通などを含めた総合的な見地からコンパクトなまちづくりについて検討をおこなう。また、用途未指定区域（白地区域）におけるスプロール化^{注1}の抑制や自然環境の保全・活用等に努める。

2. 適正な土地利用の規制・誘導 および良好な市街地の維持

良好な住環境の維持・創出を図るため、「用途地域^{注2}の見直し方針」にもとづき、現況土地利用と指定された用途地域が乖離している地区などについては、地域の意向をふまえたうえで慎重な検討による用途地域の見直しをおこない、用途未指定区域（白地区域）についても、地域の実情に応じた適正な用途地域の指定や、緑地および優良農地などの確保と保全を基本とした秩序ある土地利用の推進に取り組む。

また、区画整理等の手法を用いた基盤整備や、地区計画等の活用により、各地域の特色を活かした土地利用の規制・誘導を図る。

3. 基地跡地の計画的な利用促進

キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区については、日米両国政府に対し早期返還を求めるとともに、基地返還の情勢を見据えつつ、関係機関との連携および地権者との合意形成等を図り、地域特性をふまえた計画的な土地利用を検討するとともに、公共用地の先行取得に向けた取り組みをすすめる。

4. 墓地対策の推進と火葬場等の確保

沖縄市墓地等に関する基本方針にもとづく円滑な墓地行政に取り組むとともに、可能な限りの集約化や適正地への誘導をすすめる。

火葬場については、沖縄市火葬場基本構想をふまえ、整備に向けた検討をすすめる。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
美里第二土地区画整理事業進捗率	94.4%	100%	事業計画をもとにした進捗率

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 第4次沖縄市国土利用計画（平成23年度）
- ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（平成21年度）
- ・ 沖縄市墓地等に関する基本方針（平成22年度）
- ・ 沖縄市火葬場基本構想（平成26年度）
- ・ 沖縄市用途地域指定方針および指定基準（用途地域の見直し方針）（平成27年度予定）

【主な事業や取り組み】

- ・ 美里第二土地区画整理事業
- ・ 安慶田地区土地区画整理事業
- ・ 中の町地区土地区画整理事業
- ・ 基地返還跡地利用計画事業

▼ 現状と課題

計画的な市土の形成

我が国の地方都市は、人口の急激な減少と少子高齢化を背景に、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっており、国は、都市全体の構造を見渡しながらか、住宅および医療、福祉、商業、その他の居住に関する施設の誘導や、それと連携した公共交通に関する施策を講じることにより、コンパクトなまちづくりを推進する「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」について平成25(2013)年度に閣議決定した。

本市においても、中心市街地における土地の低未利用化や用途地域の指定のない区域については、大部分が農業振興地域に指定されているにもかかわらず宅地化がすすみ、無秩序な市街地の抑制と計画的かつ効率的な土地利用が課題となっており、計画的な市土の形成が求められている。

適正な土地利用の規制・誘導 および良好な市街地の維持

本市の用途地域については、公共事業等による地形、地物の変更により用途地域境界の不明確な地区の発生や、指定された用途地域と土地利用現況の乖離が生じている。また、都市基盤が十分に整っていない用途白地地域では用途の混在した宅地化の進行がみられる等の課題を要している。

今後は、良好な住環境の維持・創出を図るため、「用途地域の見直し方針」にもとづき、地域の意向をふまえたうえで慎重な検討をおこない、段階的に用途地域の指定および変更、地区計画等の各地域の特色を活かした、ふさわしい土地利用の規制・誘導を図る必要がある。

また、用途地域の指定のない区域については、地域の実情に応じた適正な用途地域の指定、緑地や優良農地などの確保と保全を基本としつつ、特定用途制限地域^{注3}の指定や開発許可制度の適用および区域区分制度の導入の

検討など、秩序ある土地利用に取り組むことが必要である。

北部地区については、緑地や河川などの豊かな自然環境を有する一方で、不法投棄や悪臭等の問題をはじめ、農業や工業等の混在、産業廃棄物処理施設の集積がすすむなどの問題がおきていることから、周辺の住宅、営農、自然環境への影響を防ぎ、良好な環境を保全していくため、産業廃棄物処理施設を制限する特定用途制限地域を平成22(2010)年度に都市計画決定している。

秩序ある市街地の形成をめざし整備をすすめてきた美里第二土地区画整理事業については、物件補償や工事をすすめているが、事業開始から30年が経過する中、早期の事業完了が求められている。

基地跡地の計画的な利用促進

平成25(2013)年4月に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域の統合計画」において、キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区は、2024(平成36)年度またはその後の返還と示された。当該地区の早期の返還を求めるとともに、特定事業の見通しをおこなった公共用地の先行取得や地域特性を活かした跡地利用への取り組みが必要である。

墓地対策の推進と火葬場等の確保

本市を含む県内の墓地については、歴史的かつ文化的背景から個人墓が認められてきた経緯がある。これに伴い、無秩序な墓地の立地がすすみ、土地利用・環境衛生・住環境・景観形成などに影響が生じており、適切な墓地の誘導が必要となっている。また、公益施設としての役割も担ってきた火葬場等の老朽化がすすんでおり、広域的な連携等も視野に入れ、機能の確保に向けた検討が必要である。

用語の解説

◆注1 スプロール化

郊外に向かって市街地が拡大する際に無秩序な開発がおこなわれること。計画的な道路などが形成されず、虫食い状態に宅地化がすすむことが問題視されている。

◆注2 用途地域

都市計画法で定め、用途の規制・誘導を目的とした土地利用の制限。第1種低層住居専用地域など12種類があり、建築基準法と相互関係により規制をおこなう。

◆注3 特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域内において、良好な環境の形成等をおこなうために定める。例として周辺の公共施設に大きな負荷を発生させる建築物などを制限対象とし定める。

基本構想

都市像 6 うるおいある 快適な空間を将来につなぐまち

基本方向 2 市民のくらしを支える 快適な都市を形成する

施策 02 上下水道の整備を推進し衛生的で快適なくらしを守る

▼ 施策の方向

1. 安全で強靱な持続できる
上水道整備

「沖縄市水道ビジョン」や「沖縄市水道施設整備事業計画」にもとづき、送・配水管などの耐震化・更新事業を計画的に実施するとともに、強靱で持続可能な水道施設づくりをめざし、安全・安心な水道水の安定供給に努める。

広報紙や水道局ホームページ等を活用し、生活やくらしに関する水道事業、水道料金や受水槽の管理情報の提供など、水道事業に関する広報活動を充実するとともに、引き続き、事業を検証・精査し、企業経営の安定化を図る。

2. 公共下水道の整備・接続の促進

快適で衛生的な生活環境の促進と公共用水域の水質を保全するため、未整備区域の計画的で効率的な整備を推進するとともに、「沖縄市公共下水道長寿命化計画」にもとづき、老朽化した下水道施設の耐震化に向けた計画的な整備や維持管理をおこなう。また、整

備された下水道施設の効果を高めるため、下水道への接続促進に取り組む。

3. 降雨に対する浸水対策の推進

2級河川に指定された安慶田第1雨水幹線（比謝川上流）については、集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、県との連携により河川整備を促進する。

また、近年見られる集中豪雨による浸水被害の軽減に向け、雨水排水路の計画的な整備や維持管理をおこなう。

戦後の米軍統治下の影響による不明確な水路の位置を確定するため、境界確定復元測量をおこなうことにより、適正な維持管理および地域における健全な土地利用の促進を図る。

4. 下水道事業の健全経営の推進

財政の健全化と下水道事業の効率化・安定化を図るため、公営企業会計の適用を推進し、上下水道の組織統合に向けて関係機関との協議をすすめる。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
下水道整備面積	2,713.1ha	2,785.8ha	事業計画における整備計画
下水道接続件数	46,955 世帯	56,063 世帯	処理区域内水洗化世帯数

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 沖縄市水道ビジョン（平成26年度）
- ・ 沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）（平成24年度）
- ・ 沖縄市公共下水道事業（流域関連）事業計画（事業計画 平成26年、全体計画 平成42年）
- ・ 沖縄市公共下水道長寿命化計画（平成24年度）
- ・ 比謝川上流域総合雨水対策アクションプラン（案）（平成20年度）
- ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（平成21年度）

【主な事業や取り組み】

- ・ 水道施設整備事業
- ・ 公共下水道事業
- ・ 公共下水道事業（浸水対策）
- ・ 公共下水道維持補修事業（9条）
- ・ 公共下水道接続促進事業
- ・ 比謝川上流域総合雨水対策推進事業
- ・ 水路の境界確定復元事業

▼ 現状と課題

安全で強靱な持続できる上水道整備

全国の水道事業全体においては、今後、給水収益の減少が見込まれる厳しい財政状況が予想されており、事故・災害への対策等、水道を取り巻く社会情勢・経済情勢も大きく変化している。

本市の上水道事業については、平成6(1994)年に水道普及率が100%に達しており、給水人口は微増傾向にあるものの給水量は減少傾向にある。

また、本土復帰以降に整備された水道管の経年化や老朽化による大規模な更新時期を迎えており、今後は経年化・老朽化の更新だけではなく、事故や地震等の自然災害にも強く、緊急時のバックアップ機能も備えた施設を構築し、社会・経済情勢の変化にも対応した事業展開が必要であり、これまで以上に効率的かつ合理的な水道事業の運営が重要となっている。

水道事業に対する市民の理解と協力を得るため、水道料金など経営状況に関する情報はじめ、受水槽等の管理方法や給水装置の維持管理の負担区分など、水道事業に関する情報の周知を図る必要がある。

公共下水道の整備・接続の促進

下水道事業については、昭和39(1964)年から開始され、平成26(2014)年度現在、事業計画区域内における下水道の普及率は97%、接続率は約84%となっており、引き続き下水道の未普及世帯や未接続世帯の解消に取り組む必要がある。

今後も老朽化した下水道施設が増大していくことから、ライフサイクルコスト^{注1}の低減などの観点をふまえた「沖縄市公共下水道長寿命化計画」にもとづき、地震に強い下水道施設の改築・更新をおこなうとともに、適切な維持管理が必要とされる。

降雨に対する浸水対策の推進

浸水対策については、安慶田雨水調整池等が整備され浸水被害の軽減に寄与したが、近年増加傾向にある集中豪雨等に対応できるよう排水路の整備が望まれている。

また、戦後の米軍統治下時に急速な市街化がすすみ、位置が確定されないまま取り残された水路の境界を確定させ、健全な土地利用を促進する必要がある。

下水道事業の健全経営の推進

下水道事業は、全国的に公営企業会計へ移行していく状況にあり、本市においても経営状況や資産状況を明確にし経営健全化を図るため、公営企業会計への転換が必要である。

また、上下水道サービスの向上および効率・効果的な組織体制の構築が求められ、上下水道事業運営の組織統合に向けた取り組みが必要となっている。

参 考

○下水道普及実績（平成26年度）

区 域	市全体
A 処理区域面積 ^{注2} (ha)	2,713.10
B 行政区域内世帯数	57,537
C 処理区域内世帯数 ^{注3}	55,835
D 処理区域内水洗化世帯数	46,955
普及率（世帯）（C / B）（%）	97.0
水洗化率（世帯）（D / C）（%）	84.1

用語の解説

- ◆注1 ライフサイクルコスト
製品や構造物等の計画から工事、管理、修繕、解体までの全期間に要する費用。
- ◆注2 処理区域面積
事業認可区域における整備済み面積。
- ◆注3 処理区域内世帯数
公共下水道への接続が可能な世帯数。

都市像 **6** うるおいある 快適な空間を将来につなぐまち基本方向 **2** 市民の暮らしを支える 快適な都市を形成する

施策 03 安全・安心で良質な住環境づくりを推進する

▼ 施策の方向

1. 市営住宅の計画的な

維持管理による長寿命化の推進

市営住宅の長寿命化を図るため、「沖縄市市営住宅ストック総合活用計画」や「沖縄市市営住宅長寿命化計画」にもとづき、定期点検の充実、適切な修繕や改善（居住性向上、福祉対応、安全性確保、長寿命化に配慮）等に計画的に取り組み、良好な住環境の維持を図る。

2. 老朽化した市営住宅の

スピーディな建替の推進

「沖縄市市営住宅ストック総合活用計画」にもとづき、住宅セーフティネット^{注1}機能の向上等を図るため、老朽化の著しい安慶田・泡瀬・美里・山内・池原の各市営住宅の建替えを推進し、居住環境の改善、高齢者・障がい者・子育て世帯等に配慮した多様な住戸の供給、周辺地域との調和や高度利用等による良好な居住環境を創出する。

3. 安全・安心な住生活の促進

住宅セーフティネットとして市営住宅を効果的に活用するとともに、「沖縄市住生活基本計画」にもとづき、沖縄県居住支援協議会等と連携し、住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等）に対して、入居を拒まない賃貸住宅の情報提供および各種支援策の情報提供をおこなう。また、民間住宅ストック活用を図るため、市民の住宅リフォームに対して支援する。

4. 快適な公共施設等の推進

だれもが利用しやすい快適な公共施設の整備に取り組むとともに、公共性の高い民間施設についても同様な整備の普及や指導等をおこなう。また、環境負荷の低減やエネルギー資源の有効利用を促進する住まいづくりの普及に取り組む。

5. わかりやすい住居表示の整備の推進

住居表示の未実施地区について、地域住民の合意形成を図りながら、市民や来訪者等がわかりやすい住居表示の整備を推進する。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
市営住宅供給戸数	977 戸	1,074 戸	

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 沖縄市住生活基本計画（平成26年度）
- ・ 沖縄市市営住宅ストック総合活用計画（平成26年度）
- ・ 沖縄市耐震改修促進計画（平成22年度）
- ・ 沖縄県福祉のまちづくり条例（平成20年度）
- ・ 沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱（平成16年度）
- ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（平成21年度）

【主な事業や取り組み】

- ・ 安慶田市営住宅建替事業
- ・ 泡瀬市営住宅建替事業
- ・ 市営住宅長寿命化対策事業
- ・ 美里市営住宅建替事業
- ・ 市営住宅建替計画推進事業
- ・ 住宅リフォーム支援事業
- ・ 住生活基本計画推進事業
- ・ 住居表示事業

▼ 現状と課題

市営住宅の計画的な
維持管理による長寿命化の推進

平成26(2014)年度に策定した「沖縄市市営住宅ストック総合活用計画」において、改善・維持保全とされた団地である登川（全7棟）・久保田（全2棟）・室川（全9棟）・安慶田（1～3号棟）については、平成26(2014)年度に改定した「沖縄市市営住宅長寿命化計画」にもとづき、改修工事等をおこない市営住宅の長寿命化を図る必要がある。

老朽化した市営住宅の
スピーディな建替の推進

昭和40年代～50年代初期に建設された本市の市営住宅は老朽化が著しい状況にあり、早急な建替えが必要となっているため、中長期的な建替事業計画が必要である。平成26(2014)年度に策定した「沖縄市市営住宅ストック総合活用計画」においては、建替えをおこなうべき団地として、安慶田（C・G）2棟・泡瀬（全6棟）・美里（全3棟）・山内（全4棟）・池原（全6棟）市営住宅の計21棟、436戸が位置づけられており、早期の整備が望まれている。

建替えの際には、住宅セーフティネットの機能の向上が求められており、居住環境の改善、需要に応じた住居の供給が必要となっている。

安全・安心な住生活の促進

国は、平成18(2006)年、住生活基本法の制定により「住生活基本計画（全国計画）」を定め、量の確保を目的としたこれまでの住宅建設政策から、良質なストックを将来世代へ

継承していく方針に転換した。

本市においても、平成26(2014)年度に、住生活基本法および住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の趣旨にもとづき、民間住宅市場および公的賃貸住宅全体を含めた住宅政策の基本となる「沖縄市住生活基本計画」を改定した。

平成24(2012)年度末に設立した沖縄県居住支援協議会において関係機関との連携を図り、住宅確保要配慮者の方が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう、その促進に努めた。また、民間住宅ストック活用を図るため、市民の住宅リフォームに対して支援をおこなっている。

快適な公共施設等の推進

市民が等しく、安全かつ快適に公共施設を利用できるよう、学校や市営住宅等の公共施設へのバリアフリー化を今後も引き続き推進するとともに、福祉関連施設や店舗など公共性の高い民間施設についての整備も望まれている。

また、これまでの消費型社会から転換し、質の高い住宅の普及により環境負荷の低減をすすめるなど、優良な住宅づくりが求められている。

わかりやすい住居表示の整備の推進

住居表示の未実施地区については、土地を表す番地を住所として使用しているため、郵便物の誤配布や緊急車両の遅れなどの課題があり、地域住民の合意形成と地域の特性を考慮しつつ、住居表示の早期実現に取り組む必要がある。

参 考

○沖縄市 市営住宅管理状況一覧表

団 地 名	棟	戸 数	築年数（平成 26 年度時点）	ストック活用
安 慶 田 市 営 住 宅	6棟	185 戸	2～48 年経過	建替え
泡 瀬 市 営 住 宅	6棟	120 戸	40～46 年経過	建替え
美 里 市 営 住 宅	3棟	36 戸	42 年経過	建替え
山 内 市 営 住 宅	4棟	96 戸	41 年経過	建替え
池 原 市 営 住 宅	6棟	128 戸	38～39 年経過	建替え
登 川 市 営 住 宅	7棟	168 戸	21～35 年経過	個別改善
久 保 田 市 営 住 宅	2棟	24 戸	26 年経過	個別改善
室 川 市 営 住 宅	9棟	292 戸	9～14 年経過	維持保全
合 計	40 棟	1,049 戸		

資料：沖縄市市営住宅ストック総合活用計画（平成 26 年度）

用語の解説

◆注 1 住宅セーフティネット

経済的な問題などにより住宅に困窮する人々に対し、最低限の安定的な居住を保障する社会的な制度。

都市像 **6** うるおいある 快適な空間を将来につなぐまち基本方向 **2** 市民の暮らしを支える 快適な都市を形成する**施策 04 東部海浜開発事業の推進に取り組む**

▼ 施策の方向

1. 埋立事業の早期整備

東部海浜開発事業の実現に向けて、市民等と連携し、国や県に泡瀬地区埋立事業の早期整備の要請活動をおこなうとともに、市民が気軽に利用できる人工ビーチの早期利用が図られるよう、国および県と一体的に取り組む。

2. 土地利用計画の推進

都市基盤整備や公共施設の基本設計等の策定と魅力ある景観形成に向けた取り組みなど、東部海浜開発地区の魅力を高めるための取り組みをおこなう。

また、東部海浜開発事業の完成への期待を高めていくための事業のPR活動や現場視察等の広報および周知活動に取り組む。

3. 環境への配慮

泡瀬干潟の豊かな環境を活かした観察会等の環境利用学習の実施や、市民等と連携し、比屋根湿地・泡瀬海岸清掃等の泡瀬沿岸域の環境保全の推進等に努める。

4. 企業誘致の推進

企業への土地利用に関する情報の提供および企業誘致に関する情報の収集を実施するとともに、企業の立地可能性を高めるための条件整備など、企業誘致の活動に取り組む。

**【施策の目標値】**

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
公共施設の基本計画等	—	平成 32 年度 までに策定	

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 沖縄振興計画（平成24年度）
- ・ 港湾計画^{注1}（平成22年度）
- ・ 公有水面埋立免許^{注2}（平成23年度）
- ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（平成21年度）
- ・ 沖縄市景観計画（平成25年度）
- ・ 沖縄市スポーツ推進計画（平成25年度）
- ・ 沖縄市観光戦略プラン（平成24年度）

【主な事業や取り組み】

- ・ 東部海浜地区開発事業
- ・ 東部海浜開発推進協議会補助金

▼ 現状と課題

埋立事業の早期整備

昭和60年代から取り組んできた東部海浜開発計画は、国と県において埋立承認および免許を取得し埋立工事がすすめられてきた。構想から20年余を経て、社会経済等の変化により平成22(2010)年7月、スポーツコンベンション拠点の形成をコンセプトとした土地利用計画見直し案が策定された。新たな土地利用計画にもとづき、港湾法および公有水面埋立法の変更手続きがすすめられた。埋立工事として国による護岸の締切りが概成し、県によって護岸の整備がすすめられ、数年後には工事が完了する予定である。さらに県による人工ビーチの養浜工事や橋梁工事等がおこなわれるなど、東部海浜開発事業の実現に向けた整備がすすめられている。

一方、平成24(2012)年度に沖縄県として初めて策定した長期構想である沖縄21世紀ビジョン基本計画においても「東部海浜開発事業を推進する」と位置づけられ、改めて県の振興発展に資する事業として役割を担うこととされた。

本市では、インフラ整備や多目的広場に関する基本計画の策定や東部海浜開発事業の魅力を高めるため、事業地周辺の海域利活用調査など土地利用計画の推進に向けた取り組みをおこなっている。

今後も、埋立事業の促進と東部海浜開発事業の早期実現に向け、埋立関連事業等を国や県と一体的に取り組む必要がある。



土地利用計画の推進

引き続き公共施設の整備に向けた取り組みをおこなうとともに、東部海浜開発事業の魅力や完成への期待を高めていくための取り組みが必要である。

環境への配慮

泡瀬沿岸域の環境保全の推進等に努めるため、環境利用学習や海岸等の清掃活動などをおして、市民の環境保全の意識の高揚を図る取り組みなどが必要である。

企業誘致の推進

企業誘致については、国内外の企業情報の収集をふまえ、誘致活動を展開しているところである。今後は土地利用計画をふまえ、情報提供および企業情報の収集に取り組むとともに、企業誘致に関する体制づくりなど、企業の立地しやすい条件の整備に取り組む必要がある。



用語の解説

◆注1 港湾計画

港湾法にもとづく港湾整備の基本的な計画のこと。

◆注2 埋立免許

国有の財産である公有水面について、国（知事に機関委任）が一定の範囲を区画して、埋立をおこなう権利を付与する行政行為のこと。

基本構想

都市像 **6** うるおいある 快適な空間を将来につなぐまち

基本方向 **3** 地域の特性を活かし みどりあふれるまちを創る

施策 01 緑と花あふれる空間と愛着を醸成する景観づくりを推進する

▼ 施策の方向

1. 緑と水のネットワークによる緑・水の回廊の創出

嶺山原および倉敷ダム一帯や市東部に連なる斜面緑地、比謝川等の河川や泡瀬干潟等の海辺など、骨格となる緑地や水辺の保全・活用に取り組むとともに、沖縄環状線やコザ運動公園～八重島公園～沖縄こどもの国をつなぐ幹線道路等の公共公益施設への緑化を推進する。

また、市民参加による緑と花あふれるガーデンシティーをめざすため、緑化に対する市民意識の高揚を図る。

2. 緑と花にあふれる公園整備の推進

未整備公園や新たな公園計画については、地域に親しまれ、だれもが利用しやすい憩いの場づくり等を計画的に推進するとともに、景観に配慮した市花・市木を配置するなど、緑と花にあふれる公園整備に取り組む。

3. 安全・安心で魅力ある公園の維持管理

直営管理による迅速な対応を心がけるとともに、遊具等の老朽化がすすむ都市公園施設に関する長寿命化計画にもとづき、計画的な施設の補修・改修に取り組むとともに、公園愛護団体等による公園の維持管理を支援するなど、公園利用マナーの向上を図るための啓発等に努め、地域住民が主体となった公園の維持管理を促進する。

4. 市民の愛着と誇りを醸成する景観まちづくりの推進

良好な景観形成を図るため、「沖縄市景観計画^{注1}」にもとづき、地域の特性に応じた規制・誘導や景観資源の保全・活用をおこない、特色のある景観創出のボトムアップを図る。

また、市民の景観まちづくりに対する意識の向上や市民・事業者の主体的な景観まちづくりの活動の普及啓発に努め、情報提供および技術的な支援に取り組む。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
公園整備面積	76.88ha	83.06ha	
花いっぱい推進運動参加団体数	177 団体	200 団体	

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 沖縄市緑の基本計画（平成12年度）
- ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（平成21年度）
- ・ 沖縄市景観計画（平成25年度）
- ・ 沖縄市景観条例（平成25年度）
- ・ 沖縄市環境基本計画（平成21年度）
- ・ 沖縄市公園施設長寿命化計画（平成25年度）

【主な事業や取り組み】

- ・ 公園整備事業
- ・ 公園施設長寿命化対策支援事業
- ・ 花いっぱい推進運動
- ・ 沖縄市景観計画策定事業

▼ 現状と課題

緑と水のネットワークによる
緑・水の回廊の創出

国においては、地球温暖化防止やヒートアイランド現象^{注2}の緩和などの地球環境問題、防災に関する公園の整備、さらには地域の活性化や観光振興など豊かな地域づくりとして、緑地の保全をはじめ緑化の推進や都市公園の整備などが取り組まれている。

本市はこれまでに、「沖縄市緑の基本計画」にもとづき、緑や水辺空間の保全・活用、花いっぱい推進運動による緑化意識の高揚などに取り組んできた。今後は、豊かな地域づくりなどの今日的課題や市内緑化の状況をふまえ、緑地の保全・活用や緑化への取り組みが必要である。

緑と花にあふれる公園整備の推進

公園整備については、都市公園のある地域と公園のない地域との公園配置バランスを考慮した整備が求められている。また、新たな公園計画については、地域に親しまれ、だれもが利用しやすい公園などをめざし、住民参画による公園づくりに取り組んでいくことが重要である。

安全・安心で魅力ある公園の維持管理

公園の維持管理については、市民ニーズに対し迅速に対応できるよう直営管理をおこなうとともに、長寿命化計画にもとづく公園施設の補修・改修が必要である。

また、地域が主体となった公園愛護団体等の参加による公園管理が重要である。

市民の愛着と誇りを醸成する
景観まちづくりの推進

景観については、美しいまち並みなど良好な景観への関心が高まりつつあり、地域の景観資源を保全・活用した景観の形成が求められている。

本市における国際色豊かな通りなどは、貴重な景観資源としての役割を担っており、公園や道路などの公共施設は地域の景観をけん引する景観資源であることから、魅力あるまちづくりに向け、景観資源の保全・活用を図り、公共施設の景観形成に取り組んでいく必要がある。

参 考

○市内公園数

公園種別	平成 26 年 3 月末	
	箇所数	面積 (ha)
街区公園	69	12.69
近隣公園	9	12.91
都市緑地	6	6.86
総合公園	2	20.27
運動公園	1	23.77
歴史公園	1	0.38
合計	88	76.88

用語の解説

◆注1 景観計画

区域、方針、行為の制限など必須事項、屋外広告物の制限、景観重要公共施設の整備など選択項目からなる。

◆注2 ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べ島状に高くなる現象。

都市像 **6** うるおいある 快適な空間を将来につなぐまち基本方向 **4** 生活をつなぐ 交通ネットワークを整備する

施策 01 安全で快適な回遊性を高める交通環境を整備する

▼ 施策の方向

1. 広域的な道路網の構築・公共交通の推進

「沖縄県総合交通体系基本計画」や「地域公共交通総合連携計画」（那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市）等にもとづき、沖縄県および関係機関との連携による交通結節点の導入を含むバス網再編に取り組むとともに、自動車交通の集中を軽減させるため、通過交通を処理するバイパスや環状道路等の整備を促進する。

また、軌道系を含む新たな公共交通システムについては、国・県への要請および周辺市町村との連携による導入を促進する。

2. 市内道路、交通体系の整備

交通渋滞の解消などをめざし、県道20号線などの道路整備の促進に取り組むとともに、国道329号沖縄バイパスや（仮称）池武当インターチェンジの事業化を促進する。

「沖縄市交通基本計画」や「沖縄市総合交通戦略」等にもとづき、「沖縄市都市計画道路整備プログラム」を策定し、国道・県道をはじめ幹線道路^{注1}の計画的な整備に取り組むとともに、モビリティマネジメント^{注2}による利用者

意識の改革を継続的におこない、自動車交通への過度な依存からの脱却に向けた取り組みを推進する。

3. 安全で快適な生活道路^{注3}の整備

安全で快適な生活道路を確保するため、側溝の改良、歩道（通学路）の確保など、地域に密着した生活道路の改良工事等をおこなうとともに、未整備道路の工事など道路環境の改善を図る。

4. だれにでも安全・快適で回遊性のある道路の整備

路肩のカラー舗装による歩行空間の確保やユニバーサルデザインの理念等にもとづき、だれもが安全で快適に利用できる道路整備を推進するとともに、沿道のポケットパーク^{注4}やわかりやすいサインの整備など、快適で回遊性のある道路空間づくりに取り組む。

5. 道路の適正な維持管理

長寿命化計画にもとづく橋梁の整備など、道路に関する計画的な維持管理に取り組むとともに、市民や道路愛護団体等の参加による道路の美化活動などをすすめる。

また、里道については、適正な維持管理に向け、里道境界確定に取り組む。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
都市計画道路整備延長	37,731 m	39,291 m	整備済み延長
道路愛護団体数	40 団体	50 団体	

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（平成21年度）
- ・ 沖縄県総合交通体系基本計画（平成24年度）
- ・ 那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市地域公共交通総合連携計画（平成23年度）
- ・ 沖縄市都市計画道路整備プログラム（平成28年度予定）
- ・ 沖縄市環境基本計画（平成21年度）
- ・ 沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱（平成16年度）
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画（平成27年度）
- ・ 沖縄市交通基本計画（平成27年度予定）
- ・ 沖縄市総合交通戦略（平成27年度予定）

【主な事業や取り組み】

- ・ 公共交通活性化推進事業
- ・ 街路整備事業
- ・ 道路局補助事業
- ・ 道路整備事業（9条）
- ・ 道路整備事業（8条）
- ・ 地方改善施設整備事業
- ・ 一般単独道路改良事業
- ・ 一般単独公共用地取得事業
- ・ 橋梁長寿命化対策事業
- ・ 道路施設老朽化対策点検調査事業
- ・ 漬地対策事業（その他他道路）
- ・ 道路維持補修費 ・ 里道の境界確定復元事業

▼ 現状と課題

広域的な道路網の構築・公共交通の推進

国や県においては、公共交通の利用促進をはじめ交通渋滞対策など、交通体系の総合的な整備の推進に加え、地域公共交通システムや交通結節点の形成等を推進するとともに、軌道系交通システム導入の検討などをおこなっている。また、那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市の連携による「地域公共交通総合連携計画」にもとづき、基幹バスシステムの導入に向けた各種施策を展開している。

本市においては、本島中南部を縦断する国道330号や国道329号が交差し、また沖縄自動車道のインターチェンジが2箇所位置するなど中部圏域の交通の要衝となっているが、市内主要交差点のほとんどが渋滞箇所位置づけられており、交通渋滞の解消等に向け周辺市町村と連携した体系的な道路網構築が求められている。

市内道路、交通体系の整備

幹線道路については、交通渋滞の解消や生活道路への流入抑制はもとより、多様化する都市機能に対応するよう、幹線道路網を再検討する必要がある。県道20号線については、胡屋地区などの中心市街地と東部海浜地域を結び、相互活性化を図る重要な役割を担うことから、道路機能の充実や魅力ある通りの形成など早期の整備が望まれている。

また、人口減少・少子高齢化が加速度的に進展することにより、公共交通事業をとりまく環境が年々厳しさを増している中、公共交通機関の輸送人員の減少により公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念され、コンパクトなまちづくりと連携して、持続可能な地域公共交通ネットワークを推進する「地域公共交通の活性化および再生に関する法律の一部を改正する法律案」が平成25(2013)年度に閣議決定された。

本市においては、公共交通の空白地域における利便性をはじめ、高齢者や障がい者等の移動手段の確保が課題となっており、だれもが利用可能な魅力ある公共交通の実現が求められている。また、交通結節点機能の整備や将来の公共交通として期待されている軌道系交通システムの導入など、総合的に交通体系を検討していくことが必要である。

安全で快適な生活道路の整備

生活道路については、劣化した舗装や側溝の整備など、道路環境の改善が求められている。一方、補助対象外の未整備道路については、計画的な整備の検討が必要である。

だれにでも安全・快適で回遊性のある道路の整備

歩行者にやさしい道路づくりに向け、歩道の段差の解消や路肩のカラー舗装を整備するなど、だれもが安全で快適に利用できる道路づくりが求められている。また、道路沿線の残地等を利用したポケットパークの整備や道路の維持管理を考慮した植樹・沿道の緑化など、快適な道路空間づくりが必要となっている。

道路の適正な維持管理

道路の維持管理については、長寿命化計画にもとづく橋梁の整備をはじめ、劣化した道路の補修を計画的に実施するとともに、戦後処理の一環として未買収道路用地の対策を検討していく必要がある。また、平成22(2010)年度から道路ボランティア事業による道路植栽の剪定などの美化活動に取り組んでおり、今後とも市民の協力のもと活動を充実していくことが重要である。

また、里道の適正な維持管理に向け、里道の台帳整理をおこなう必要がある。

用語の解説

◆注1 幹線道路

骨格的な道路網を形成する道路。通常、広幅員・高規格の道路であることが多い。

◆注2 モビリティマネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

◆注3 生活道路

幹線道路以外の生活に密着した道路。

◆注4 ポケットパーク

ポケットに入るような小さな公園のこと。都市部に設けることで、人々の憩いの場や都市景観を向上する要素となる。